

# 青森県報

第二千九百七十六号

平成二十年  
八月二十五日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	健康福祉課	一
右 同	同	一
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	同	二
右 同	同	二
生活保護法による介護機関の指定	同	三
右 同	同	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	同	四
右 同	同	四
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	同	四
右 同	同	四
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(水産振興課)	五
出先機関		五
土地改良区の定款変更の認可	(中南地域)	五
道路の位置の指定	(西北地域)	五

## 告

## 示

青森県告示第五百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	津軽保健生活協同組合	弘前市大字野田一丁目一の二七	平成二〇・七・三
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇一〇号	ピリピーンター	八戸市長苗代二丁目二〇の一〇	"
株式会社ゼンシン	東京都新宿区四谷三丁目一	株式会社ゼンシン	五所川原市字岩木町一六の六	二〇・五・三

青森県告示第五百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 ンシン	株式会社 リーブケ ア	"	"	"	津軽保健 生活協同 組合	名 称	介 護 予 防 事 業 者
東京都新 宿区四 谷三丁目 一〇二	青森市長 島三丁 目一の 一熊合 ビル二 〇一 号	"	"	"	弘前市大 字田町 五丁目 二の二	主たる 事務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 者
通介 所護 予防 介 護	訪 問 介 護 予 防 介 護	居 宅 指 導 指 導	介 護 予 防 指 導	通 所 介 護 予 防 シ ョ リ テ ィ	訪 問 介 護 予 防 シ ョ リ テ ィ	訪 問 介 護 予 防 シ ョ リ テ ィ	類 事 業 の 種 別
株式会 社 ンシン 津 軽 協 同 組 合	株式会 社 ンシン 津 軽 協 同 組 合	"	"	"	津軽保健 生活協同 組合	名 称	介 護 予 防 事 業 所
木町一 六の六	八戸市長 苗代二 丁目二 〇の一 オ フイ ス長 苗代二 の C	"	"	"	弘前市大 字野田 一丁目 一の二 七	所 在 地	介 護 予 防 事 業 所
二〇・ 五・三	"	"	"	"	平成 二〇・ 七・三	年 月 日 止	年 月 日 止

青森県告示第五百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

津軽保健 生活協 同組 合	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
弘前市大 字田町 五丁目 二の二	主たる 事務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
津軽保健 生活協 同組 合	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
弘前市大 字野田 一丁目 一の二 七	所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
平成 二〇・ 七・三	年 月 日 止	年 月 日 止

青森県告示第五百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社 メゾン リラ	名 称	居 宅 介 護 事 業 者
八戸市江 陽二丁 目一の 三三	主たる 事務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所
福祉用 具貸与	類 事 業 の 種 別	居 宅 介 護 事 業 所
指定福祉 用具貸与 事業	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
八戸市南 郷区大 字米野 二	所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所
平成 二〇・ 七・一	年 月 日 止	年 月 日 止

青森県告示第五百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年八月二十五日

有限会社さ 八ビリ堂	株式会社リ 五所川原市字岩 木町一六の六	"	"	津軽保健生 活協同組合	弘前市大字田 五丁目二の二	居宅介護事業 者	名称	主たる事務 所在地	居宅介護 事業の種類	訪問リハ ビリテー ション	通所リハ ビリテー ション	居宅療養 管理指導	通所介護	有限会社さ 八ビリ堂	株式会社リ 五所川原市字岩 木町一六の六	"	"	津軽保健生 活協同組合	弘前市大字野 田二丁目二の 一	居宅介護事業 所	名称	所在地	指 定 年 月 日
五所川原市金 木	五所川原市金 木													さくら園デ イサビース	リハビリ堂 イサビース	"	"	津軽保健生 活協同組合	弘前市大字野 田二丁目二の 一				平成 二〇・八・ 一

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十年八月二十五日

青森県告示第六百号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十  
五条の二第一号の規定により告示する。

有限会社メ ゾンリラ	八戸市江陽二丁 目一〇の三三	主たる事務 所在地	介護予防事 業者	介護予防 事業の種類	指定福祉用 具貸与事業	名称	所在地	休 月 止 年 日
貸与	福祉用具				八戸市南郷区大 字島守字米野二 の一			平成 二〇・七・ 一

青森県知事 三 村 申 吾

"	津軽保健生 活協同組合	名称	介護予防事 業者	主たる事務 所在地	訪問リハ ビリテー ション	介護予防 事業の種類	名称	所在地	指 定 年 月 日
"	弘前市大字田 五丁目二の二				津軽保健生 活協同組合				平成 二〇・八・ 一

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十年八月二十五日

青森県告示第六百一十号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十  
五条の二第一号の規定により告示する。

社会福祉法 人愛の園	上北郡野辺地 字前田二二三の 一	名称	山本由美	町川倉七夕野 八の三六七	認知症対 応型介護	通所介護	居宅療養 管理指導	町川倉七夕野 八の三六七	平成 二〇・七・ 一
谷みちのく 谷デイサ ビスセン ター	むつ市十二林 一の二三		山本薬局	十和田市西二 番町一三の一 二	認知症対 応型介護	通所介護	居宅療養 管理指導	町川倉七夕野 八の三六七	平成 二〇・七・ 一

社会福祉法人愛の園	"	社会福祉法人青森福祉振興会	株式会社リハビリ堂	"	"	社会福祉法人若菜会	"
上北郡野辺地町字前田二二三の一	"	むつ市十二林一の一三	五所川原市字岩木町一六の六	"	"	五所川原市大字野目字長峰一三二の二	"
介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	介護予防通所介護	介護短期生活介護	介護通所介護	介護訪問介護	介護管理指導
グループホームつた	みちのく金谷デイサービスセンターまるめる	みちのく金谷デイサービスセンター	リハビリやすらぎデイサービス	あかねセンター	あかねデイサービス	あかねホール派遣センター	"
上北郡野辺地町字上小野八〇	"	むつ市金谷二丁目二〇の一	五所川原市字岩木町一六の六	"	"	五所川原市大字野目字長峰一三二の二	"
二〇・七一	"	二〇・七二四	"	"	"	二〇・六一	"

青森県告示第六百二一〇号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社八代	津軽保健生活協同組合	名 称	居宅介護支援事業者
弘前市大字南富田町八の七	弘前市大字田町五丁目二の二	主たる事務所在地	居宅介護支援事業所
居宅介護支援事業所八代	津軽保健生活協同組合健康づくり支援事業所	名 称	居宅介護支援事業所
弘前市大字南富田町八の七	弘前市大字野田二丁目二の二	所 在 地	居宅介護支援事業所
"	平成二〇・六一	年 指 月 日 定	

青森県告示第六百三三〇号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分
社会福祉法人宏仁	社会福祉法人誠風	社会福祉法人宏仁	社会福祉法人誠風	居宅介護事業者
東津軽郡平内町大字小湊三の三	弘前市大字清野字岡部四三三の一	東津軽郡平内町大字小湊三の三	弘前市大字清野字岡部四三三の一	主たる事務所在地
"	訪問看護	"	訪問看護	居宅介護の種類
清風荘訪問看護ステーション	平内町訪問看護ステーション	清風荘訪問看護ステーション	平内町訪問看護ステーション	名 称
東津軽郡平内町大字小湊三の三	弘前市大字清野字岡部四三三の一	東津軽郡平内町大字小湊三の三	弘前市大字清野字岡部四三三の一	所 在 地
二〇・七一	平成二〇・六一	二〇・七一	平成二〇・六一	年 変 月 日 更

青森県告示第六百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前
社会福祉法人吉幸	社会福祉法人吉幸
三戸郡田子大字田子上ノ平六〇	三戸郡田子大字田子上ノ平六〇
生活期介護	生活期介護
特別養護老人ホームゆなぎの里	特別養護老人ホームゆなぎの里
下北郡佐井村大字佐井原田五五の二	下北郡佐井村大字佐井原田五五の二
三〇・五・一	三〇・五・一

変更後	変更前	区分
社会福祉法人誠風	社会福祉法人誠風	介護予防事業者
弘前市大字清野袋字岡部四三三の	弘前市大字清野袋字岡部四三三の	主たる事務所の所在地
介護予防訪問看護	介護予防訪問看護	介護予防事業の種類
訪問看護ステーションことぶき	訪問看護ステーションことぶき	名称
弘前市大字清野袋字岡部四三三の一	弘前市大字清野袋字岡部四三三の一	所在地
平成三〇・六・二〇	平成三〇・六・二〇	変更年月日

青森県告示第六百五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次

の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町三八 富田 重基	鰯ヶ沢区域 協同組合の 地区	総トン数二百 トンの以上十 トンの未満の 漁船及び びき網り漁業 に以上の二十 トンの未満の 漁船及び トンの未満の 漁業
西津軽郡鰯ヶ沢町大字浜町一〇〇の三 田澤 憲一		

### 出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、石川土地改良区の定款の変更を平成二十年八月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年八月二十五日

中南地域県民局長 佐 藤 和 雄

西北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第百二十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、

次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十五日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

五所川原市大字米田字八ツ橋一八一の四	位 置	五四・三七メートル	延 長	六・〇〇メートル	幅 員	平成 二〇・八・二	指 定 年 月 日
--------------------	-----	-----------	-----	----------	-----	--------------	-----------

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭